

立川飛行場に関する要望書

立川飛行場は、南関東地域の広域的な災害対策活動の拠点となる広域防災基地内にありますが、同飛行場は人口が密集した市街地に所在しております。

そのため、立川飛行場の周辺自治体の住民からは、航空機騒音に対する苦情や航空機事故の不安に関する安全面の要望が寄せられております。

そこで私ども立川飛行場周辺8市は、「立川飛行場周辺自治体連絡会」を平成24年3月に組織し、立川飛行場に起因する共通の諸課題に取り組んでまいりました。

そのような中、令和元年の陸上自衛隊立川駐屯地所属UH-1ヘリコプターの落着事故に続き、令和2年には同ヘリコプターの部品落下事故や飛行中の機体から搭乗員の帽子が飛散する事故も相次いで発生いたしました。一步間違えれば、人命に関わる重大な事故につながりかねず、飛行場周辺住民の不安は一層高まっております。

さらに、木更津駐屯地に暫定配備中の陸上自衛隊V-22オスプレイが、令和5年2月以降、立川飛行場に三度飛来し、訓練が行われました。その後、オスプレイに関しては同年8月31日にはV-22が航空自衛隊静浜基地へ予防着陸し、同年11月29日には米空軍横田基地所属のCV-22が鹿児島県屋久島の沖合に墜落し、米軍人8名が犠牲となりました。令和6年3月の飛行再開後、10月23日には陸上自衛隊V-22が海上自衛隊鹿屋航空基地に予防着陸したほか、同月27日には陸上自衛隊V-22が与那国駐屯地を離陸しようとしたところ、機体が左右に揺れた不安定な状態となり機体の一部を損傷させる事故などが相次いで発生いたしました。さらに11月20日に米国ニューメキシコ州で発生した米軍CV-22オスプレイの予防着陸を受け、米軍だけでなく日本国内においても運用が一時停止されました。

こうした一連の出来事を受けて周辺住民等からは、オスプレイの安全性及び航空機の騒音対策や安全対策について、不安の声が多く寄せられています。

立川飛行場関係機関におかれましては、周辺住民のおかれている状況を十分に理解し、次の事項が実現されますよう強く要望いたします。

令和7年2月13日

北関東防衛局長

森 浩 久 殿

立川飛行場周辺自治体連絡会構成市長

立 川 市 長	酒 井 大 史
昭 島 市 長	臼 井 伸 介
小 平 市 長	小 林 洋 子
日 野 市 長	大 坪 冬 彦
国 分 寺 市 長	井 澤 邦 夫
国 立 市 長	濱 崎 真 也
東 大 和 市 長	和 地 仁 美
武 蔵 村 山 市 長	山 崎 泰 大

幹 事 立 川 市 長 酒 井 大 史

要 望 事 項

1 騒音防止対策について

- (1) 昭和57年に立川市と東京防衛施設局（当時）が交わした「立川飛行場の運用開始に伴う事前協議」の協議事項を遵守してください。
- (2) 感染症の感染拡大等、社会情勢の変化に伴う日中の在宅時間の増加も踏まえ、飛行場周辺の訓練飛行及び体験搭乗飛行等の業務飛行は必要最小限にとどめてください。また、訓練飛行等に当たっては、可能な限り高い高度を維持することや長時間にわたる旋回飛行を行わない等、有効な騒音軽減対策を実行してください。
- (3) 編隊飛行については、周辺地域への影響が大きいため、運用上やむを得ず実施する場合に限定してください。
- (4) 土曜日、日曜日、祝日、盆、年末年始及び入学試験の時期等の特別な日においては、訓練飛行を行わないでください。また、業務飛行は、緊急の場合を除き必要最小限としてください。
- (5) 飛行場内における飛行や場周経路など、航空機騒音軽減に努めている状況について、立川飛行場周辺住民へ周知してください。

2 航空機等の事故防止及び安全対策について

- (1) 駐屯地の運用に当たっては、隣接地に新たな公共施設の整備が進んでいることや後背地に住宅が集積していることから、弾薬庫の管理など安全対策を徹底してください。
- (2) 事故等が発生しないよう、機体の点検整備や装備品の飛散防止等に万全を期すとともに、航空機の運用に携わる全ての者に対し徹底した指導と訓練を行ってください。
- (3) 万一事故等が発生した場合には、周辺自治体に対して速やかに正確な情報を提供するとともに、周辺住民に対しても迅速かつ的確に情報提供してください。また、徹底した原因究明を行い、万全な再発防止措置を講じてください。
- (4) 航空機の運用に係る安全対策については、飛行場の周辺住民に対して、自ら積極的に周知を図ってください。

3 陸上自衛隊V-22オスプレイについて

- (1) 陸上自衛隊V-22オスプレイの点検整備を強化するとともに、安全確保の徹底を図ってください。
- (2) 令和6年10月27日の事故原因となった人的要因を排除するための根本的な再発防止策を引き続き検討してください。
- (3) 上記(1)から(2)に関する情報を立川飛行場周辺自治体に速やかに提供してください。
- (4) 今後、十分に安全性が確認され、立川飛行場への訓練飛来が再開された場合でも、

場周経路以外の市街地上空で、回転翼モードや転換モードでの飛行は、原則行わないでください。

- (5) オスプレイに対する立川飛行場周辺住民の不安に対し、国の責任において丁寧な説明を行ってください。

4 自治体への情報提供について

立川飛行場周辺自治体連絡会を通じて、より一層有用な情報を適時、的確に提供してください。特に以下の情報については、立川飛行場に起因する諸問題への対策に取り組むにあたり必要不可欠であるため、詳細かつ積極的に収集し、迅速に提供してください。

- (1) 航空機の離着陸回数等に関する統計資料
- (2) 立川飛行場周辺で行う飛行訓練情報
- (3) 基地内の施設整備に関する情報
- (4) 航空機の機種変更及び機数に関する情報
- (5) 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づく各種調査、規制措置に関する情報及び同法律の運用等に関する情報